

芦辺小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

1 芦辺小学校いじめ防止基本方針について

芦辺小学校は、「いじめ防止推進対策法」及び「壱岐市いじめ防止基本方針」に基づき、「芦辺小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。【法2条1項】

※ 表面上、けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

3 いじめに対する基本的な考え方

「どの子にも起こり得るもの」「人権侵害であり人として決して許される行為ではない」「いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている」ことを、全職員が強く認識し、根絶に向けて保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、教育活動を推進する。

4 芦辺小学校いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のため、標記組織を置く。

○基本方針に基づき、取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに組織的に対応するための中核としての役割

5 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- | | |
|------------------|---|
| ア 校内指導体制の確立 | → 一致団結した組織で対応する。 |
| イ 教師の指導力の向上 | → 観察力や対応力の向上研修を行う。 |
| ウ 人権意識と生命尊重の態度育成 | → 全教育活動における人権教育を充実させる。 |
| エ 道徳性を養う道徳教育の充実 | → 道徳性の育成をねらいとした取組を行う。 |
| オ 子どもの自己肯定感の育成 | → 信頼関係の構築し、居場所と出番をつくる。 |
| カ 子どもの自己指導能力を育成 | → 道徳の授業及び主体的な学級活動の実践
規範意識、思いやりの心の育成 |
| キ 配慮が必要な児童への対応 | → 障害のある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、性同一性障害のある児童、被災児童、コロナウイルス罹患児童等 |

- ク 家庭・地域、関係機関との連携強化 → いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策推進
- ケ 基本方針の周知と取組の評価 → 周知と学校評価による点検・評価・改善

(2) 早期発見

- ア 教職員による観察や情報交換 → 変化に気づき、「子どもを語る会」での情報の全職員共有（毎月）
- イ 定期的アンケートや個人面談 → 生活アンケート（毎月）
個人面談（随時、学期に1回）
- ウ 相談体制の整備 → 学校相談窓口の周知・広報
SC、SSWの活用
- エ 情報の収集 → 学級PTA、清石の会、社会体育
地域関係団体
- オ 相談期間等の周知 → 学校以外の相談窓口の周知（資料配付）

(3) 措置

- ア 発見時の対応 → 行為中断指導、安全確保、報告、体制整備
- イ 組織的な対応 → 芦辺小いじめ対策委員会への報告、情報共有
- ウ 被害児童・保護者への支援 → 安全確保、心のケア、弾力的措置、
家庭への正確な情報説明及び対応の共有
関係機関との連携
- エ 加害児童・保護者への指導助言 → 聴取、再発防止措置、毅然とした対応
正確な情報の伝達、継続的指導
- オ いじめの事実調査 → アンケート実施、聴取実施
- カ 集団への働きかけ → 「観衆」や「傍観者」への指導、「仲裁者」
となれるための指導
- キ いじめ解消の要件 → 解消している状態とは、次の2要件である。
①いじめに係る行為が止んで、相当の期間
（少なくとも3か月）が経過している。
②被害児童が心身の苦痛を感じていない。
- ク ネット上のいじめへの対応 → SNS等のいじめは削除措置をとる。

(4) 重大事態への対応

重大事案とは・・・

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・ 児童や保護者から重大事態であるという申し立てがあった場合

- ア 被害児童の生命・安全確保
- イ 市教育委員会へ迅速な概要報告 → 市教委判断による措置決定、市長への報告対応、
再調査等への協力
- ウ 被害児童・保護者への対応 → 学習権の保証・精神的ケア等
- エ 加害児童・保護者への対応 → 出席停止を含めた毅然とした対応
- オ 調査の実施 → 芦辺小いじめ対策委員会
- カ 関係機関との連携

校内組織体制

